

兵庫県スポーツ施設ユニバーサルデザイン化促進事業

【ユニバーサルデザイン化の具体例】

※スポーツ庁『スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック』より転記



Hyogo
Prefecture

令和8年7月1日

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課



目 次

項 目	頁
はじめに	3
施設内のアクセシビリティの確保	4
利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保	8
利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫	11
利用者が安心・安全に身体を動かすための取組の工夫	12



はじめに

●ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは、「普遍的な」という意味を持つ“ユニバーサル”が示しているように、身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいようにつくられたデザインのことです。

この「デザイン」は、目に見える部分だけではなく、構造やシステム等も含む広い意味で使われています。この言葉や考え方は、昭和55(1980)年代にノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則(指標)が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則(指標)

 **公平性** 誰でも使えて手にいれることができる

 **わかりやすさ** 使う人に必要な情報が簡単に伝わる

 **自由性** 柔軟に使用することができる

 **スペースの確保** 使うときに適当な広さがある

 **単純性** 使い方が簡単にわかる

 **省体力** 少ない力で効率的に、楽に使える

 **安全性** 間違えても重大な結果にならない

●本資料について

本資料では、スポーツ庁『スポーツ施設のユニバーサルデザイン化 ガイドブック』に基づき、スポーツ施設におけるユニバーサルデザインの具体的な取り組み事例をご紹介します。

[参考HP] [地域の身近なスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化の推進：スポーツ庁](#)

施設内のアクセシビリティの確保

課題

ちょっとした段差や階段は、身体的負担となる利用者もいます。特に、身体障害(立位)や高齢者等にとっては転倒の原因になるとともに、車いす利用者にとっては移動の障壁にもなります。また、視覚障害や子ども等にとっては、ちょっとした段差に気づかず、転倒・ケガの原因にもつながります。様々な利用者の安全を確保するため、段差等に配慮し、施設内のアクセシビリティを確保することが求められます。

参考事例①

○ 入口から施設内部までフルフラット化

入口から施設内部までをフルフラット化することによって、車いす利用者も気軽に出入りすることが可能となります。



(さわやかアリーナ袋井市総合体育館)



(さわやかアリーナ袋井市総合体育館)



(日本財団パラアリーナ)

施設内のアクセシビリティの確保

参考事例②

○ 敷居や溝を設けない細部の設計の工夫

床面だけではなく、通路と部屋の敷居のちょっとした段差も障壁になる利用者もいます。気づきにくい部分ですが、細部まで配慮した設計を心がけましょう。

- ・引き戸のレールを下ではなく上に設置することで段差がなく車いすでも通りやすい入口を実現
(日本財団パラアリーナ)



- ・引き戸のレールが残る場合でも、車いすが通りぬけやすいような工夫を施す(段差を極力減らす)
(鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア)



施設内のアクセシビリティの確保

参考事例③

○ 段差解消のためのスロープの設置



- ・階段とは別にスロープを設置し、車いす利用者等のアクセシビリティの向上

(障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール)



- ・段差を設けるのではなく、スロープにすることで誰でもアクセスしやすい環境を実現

(北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」)



- ・スロープの際は、車いす利用者が自力でいけるかどうか判断できる表示を行う

(武蔵野の森総合スポーツプラザ／鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア)

○ 簡易スロープの設置



- ・簡易スロープの場合、車いす利用者等が来た時だけ設置可能。

簡易スロープ備え付け施設

簡易スロープ備え付け施設

ご入用の方はお声かけください

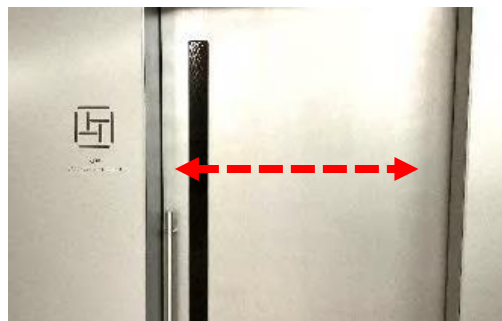


- ・簡易スロープを有する施設であることを示すステッカー(奈良市)

施設内のアクセシビリティの確保

参考事例④

○どんな利用者でも、開閉動作がしやすい扉の採用



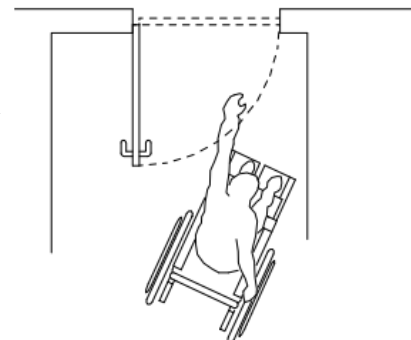
・開閉しやすい引き戸
(力を入れずに開閉可能)
(かすみ防災アリーナ)



・入室しやすい戸
(日野市南平体育館)

【参考】開閉動作

例えば、高齢者や身体の不自由な方、車いす利用者、乳幼児を抱えている親等の利用者は、開き戸は可動域が大きいため扉の開閉時に身体の動きを大きくする必要があるので、障壁となりえます。



○誰もが手を取りやすいよう、扉の取っ手の工夫

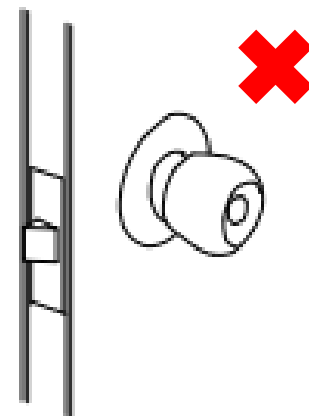


・棒状の取っ手を採用し、取っ手の長さを長めに設計
(日本財団パラアリーナ)



【参考】ドアノブ

様々な体格の利用者や、手や視覚に障害のある方や高齢者、乳幼児を抱えている親等にとっては、握り玉の取っ手はノブを回すことが障壁となりえます。



利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保

参考事例①

○受付



- ・高さの異なる受付台の設置。ローカウンターは車いすの方が利用しやすいよう、机下をあけている。

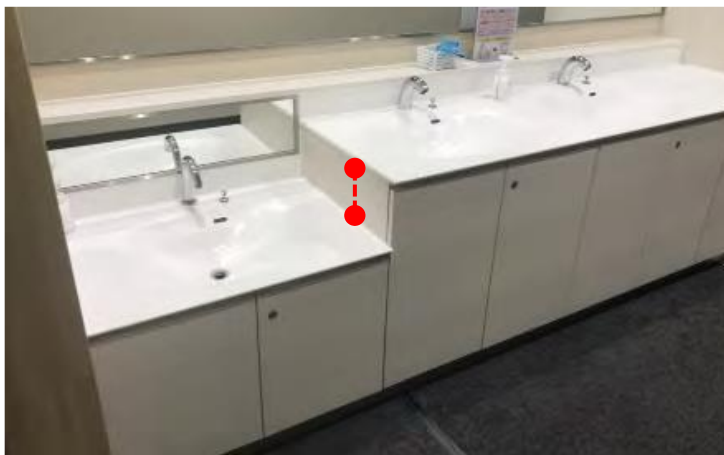
(武蔵野の森総合スポーツプラザ)



- ・居室型の受付の場合は、窓を大きめにすることで、車いすや子ども等の背丈が低い利用者が気づきやすい。

(日本財団パラアリーナ)

○洗面台



- ・子どもの利用も多いことから、高さの異なる洗面台の設置。

(さわやかアリーナ袋井市総合体育館)



- ・車いす利用者に配慮し、洗面下をあけるとともに、洗面台の手前部分に低くし、座りながらでも利用しやすいように工夫。

(鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア)

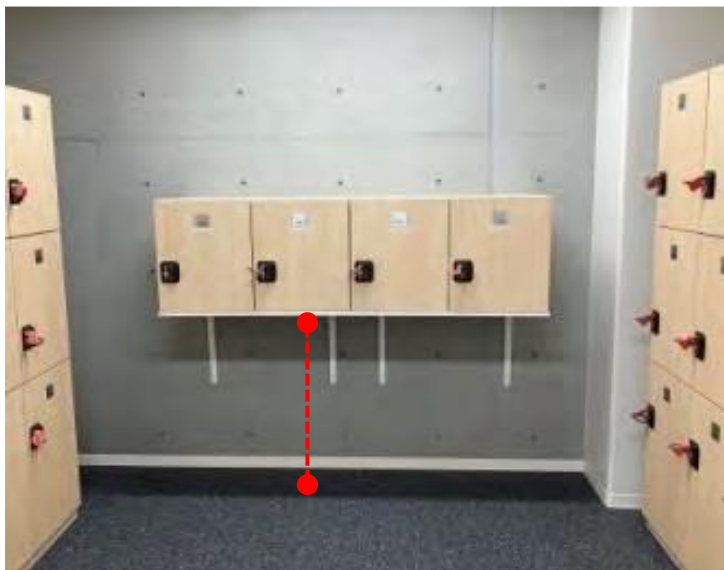
利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保

○更衣室



- ・車いす利用者がロッカーの中に手を伸ばせるよう、下部を開けてロッカーを設置。

(日本財団パラアリーナ)



- ・車いす利用者に目線を合わせ、上下のロッカーをなくし、足が下に入り、中まで手が届くように工夫。

(日野市南平体育館)

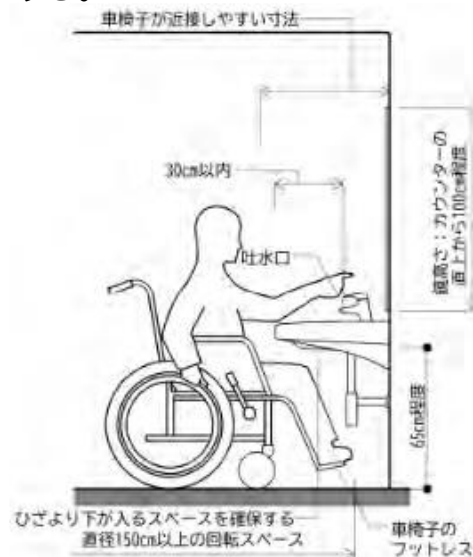
【参考】カウンターや洗面台

<カウンター等>

- ・下端の高さは65 ～70 cm程度とし、上端の高さは70 ～75 cm程度とする。
- ・下部スペースの奥行きは、45 cm以上とする。

<洗面台>

- ・下部には車いす利用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・手すりを設ける場合は、車いす利用者の利用に配慮した位置に設ける。
- ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、車いす利用者の利用に配慮した位置(洗面器の手前縁から30 cm以内とすることが望ましい。)とする。

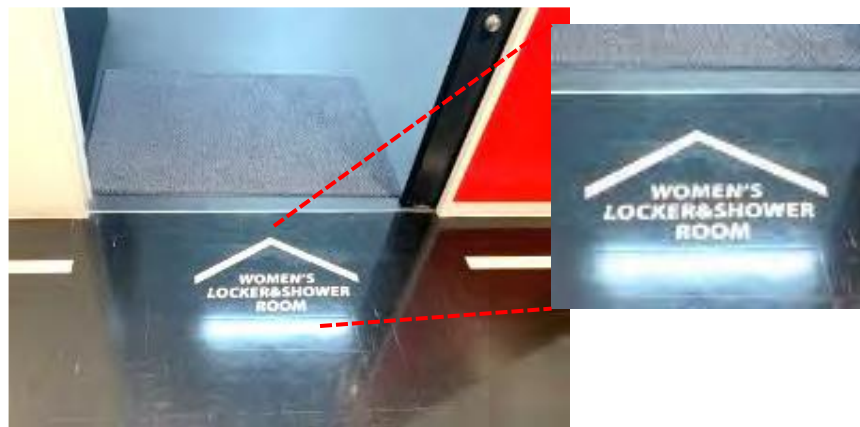


(出典)高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

利用属性に適した規格の工夫による利便性の確保

参考事例②

○誰もが居室の情報や方向等がわかるよう、視認性等に配慮した工夫



・入り口前の床に部屋名表記

床と文字とのコントラストをはっきりさせて視認性向上
(武蔵野の森総合スポーツプラザ)



・目印となるラインの敷設

青い線を辿ると受付に到達。
目的の場所へ誘導が容易に実現
(北九州市障害者スポーツセンター)



・床サイン

現在地や各居室への
方向等を掲出
(障害者スポーツ文化
センター横浜ラポール)

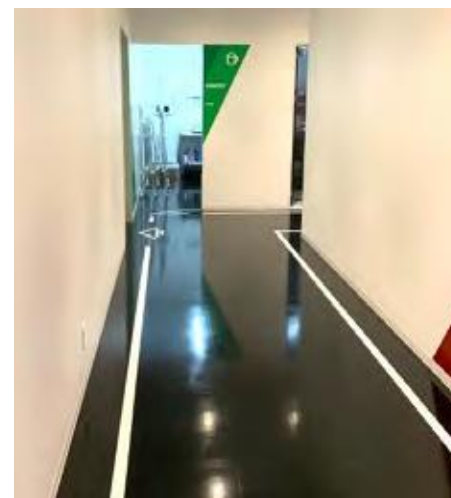


・低い位置に表記

壁や出入口の上部と下部
位置にもサイン表記
(鳥取ユニバーサルスポーツ
センターノバリア)

・安全面の配慮

壁面近くにラインを
ひくことで壁が近い
ことを伝え、弱視の
方にも安全な空間を
実現
(日本財団パラアリーナ)



利用者が安心して気軽に利用できる環境づくりの工夫

課題

利用者の中には、聴覚に障害があり、施設スタッフと声でコミュニケーションを図ることができない方もいます。そのため、様々な障害の方に対して、案内やコミュニケーションを図ることができるような環境を整備する必要があります。

また、緊急時においては、音声などで危険を知らせても、聴覚障害には伝わらないため、目で視認できるような工夫を行うことが重要となります。

参考事例



・情報伝達用のデジタル機器

聴覚障害以外の方でも、見てわかりやすいデジタル表示

(障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール)



・緊急事態を伝えるフラッシュライト

どこにいても気づけるように廊下など目の付きやすい場所や各居室内に設置

(北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」)

【参考】呼び出しボタンの注意点

多目的トイレや更衣室、エレベーター等で何かあった際の「呼び出しボタン」が設置されています。スピーカー付の場合、聴覚障害がある利用者だと、声で呼びかけても聞こえない恐れがあることから、極力、現場に駆けつけるようにしましょう。

利用者が安心・安全に身体を動かすための取組の工夫

課題

介助が必要な利用者は、介助者と共に施設を利用します。施設によっては、介助者の利用料金も求められる場合も見受けられ、介助者分の利用料金を利用者が負担する必要となり、金銭的負担が、来館意欲を軽減させる恐れがあります。

○介助者や同伴者についても当事者と同様に減免対象化

身体障害者(障害者手帳を交付している方)の施設利用料を減免することで当事者は施設を利用しやすくなります。
また、その介助者や同伴者については、当事者にとってスポーツをする上で必要な存在であるため、介助者等の料金についても減免対象とすることを検討しましょう。

県の補助金制度

○民間スポーツ施設ユニバーサルデザイン化支援事業

【事業概要】

(1)補助対象者

県内に所在するスポーツ施設の管理・運営を行う者

(2)補助対象経費

障害者が施設利用する際に同伴する介助者の利用料減免相当額のうち知事が必要と認めるもの

(3)補助金額

1施設につき上限15万円(2分の1補助)